

「令和8年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年7月8日	有限会社平成観光(法人番号5310002018558) 代表者 宮田弘則	本社営業所	輸送施設の使用停止 (146日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項、道路運送車 両法(以下「車両法」) 第49条	令和7年10月23日、継続的な監視が必要な事業者であることを端緒に監査実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録又は録音及び録画の記録保存違反(運輸規則第24条第6項)、(4)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書に係る(作成)義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)点検整備記録簿の記録保存義務違反(運輸規則第45条、車両法第49条)	19	19	19	15
	長崎県南島原市有家町中須川304番地1	長崎県南島原市有家町中須川304番地1							

「令和8年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年7月8日	有限会社東九州交通(法人 番号1350002012577) 代表 者岸上昭二	本社営業所	輸送施設の使用停止 (90日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第9条の2第1 項、法第27条第3 項、法第29条の3	令和7年11月6日、継続的な監視が必要 な事業者であることを端緒に監査実施。6 件の違反が認められた。(1)運賃料金事 前届出、運賃料金変更事前届出違反(法 第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載 事項義務違反(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1 項)、(3)運行記録計による記録又は運行 記録計による記録保存違反(運輸規則第 26条第1項)、(4)運行指示書の記載事項 等義務違反(運輸規則第28条の2第1 項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等義務 違反(運輸規則第37条第1項)、(6)輸送の 安全に関わる情報の公表義務違反(法第 29条の3)	9	9	9	9
	宮崎県延岡市土々呂町6丁 目1627番地	宮崎県延岡市土々呂町6丁 目1624番地、1627番地							
令和8年7月16日	合資会社大串製パン(法人 番号7310003002237) 代表 者大串策治	対馬観光営業所	輸送施設の使用停止 (90日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法(以下 「法」)第9条の2第1 項、法第27条第3項	令和7年12月16日、継続的な監視が必要 な事業者であることを端緒に監査実施。9 件の違反が認められた。(1)運賃料金事 前届出、運賃料金変更事前届出違反(法 第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載 事項義務違反(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1 項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸 規則第24条第5項)、(4)点呼状況の録音 及び録画記録又は録音及び録画の記録 保存違反(運輸規則第24条第6項)、(5)ア ルコール検査状況の写真記録又は記録 の保存違反(運輸規則第24条第7項)、(6) 業務の記録の記録事項義務違反(運輸 規則第25条第1項、第2項、第4項)、(7)運 行記録計による記録又は運行記録計に よる記録保存違反(運輸規則第26条第1 項)、(8)運行指示書の記載事項等義務違 反(運輸規則第28条の2第1項)、(9)届出 義務違反(道路運送法施行規則第66条 第1項第8号)	9	9	9	9
	長崎県対馬市美津島町鶏 知乙483番地2	長崎県対馬市美津島町鶏 知乙481-15							

「令和8年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年7月16日	株式会社熊毛運輸(法人番号9340001009865) 代表者 柴八代志	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年6月23日、継続的な監視が必要な事業者であることを端緒に監査実施。4件の違反があった。(1)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条第1項)、(2)運行指示書の記載事項等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)	3	3	3	3
	鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田826番地18	鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田826番地18-2							
令和8年7月27日	株式会社県南交通バス(法人番号6290001061107) 代表者 徳永勉	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項	令和7年12月23日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)	6	6	6	6
	福岡県みやま市瀬高町小川1138番地2	福岡県みやま市瀬高町小川1138番地2							